

審査意見への対応を記載した書類（9月）

（目次） 日本文化学部 日本文化学科

1. 新たに追加された授業科目「特別科目Ⅰ」及び「特別科目Ⅱ」について、「基本計画書」の「教育課程等の概要」や「教員名簿」を確認すると、両科目には担当教員が配置されておらず、「基本計画書」の「授業科目の概要」を確認する限り、単位互換協定を締結している他大学等で修得した科目を本学の単位として認定するために配置する科目と見受けられる。このように、他大学等との単位互換を前提として授業の実態のない科目を開設することは、大学設置基準第19条第1項における「大学は、・・・必要な授業科目を自ら開設」する規定を満たしていないことから、適切に改めること。
（是正事項）・・・1
2. 「インターンシップ」（2単位）など、授業時間にシラバスで示された「事前事後学修」に要する時間を加えた時間では、大学設置基準第21条第2項における「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する」規定を満たしていないと見受けられる科目があることから、「事前事後学修」の課題内容と要する学修時間を網羅的に見直した上で適切に改めること。（是正事項）・・・3
3. 本学全体において、大学設置基準第10条に定める基幹教員数のうち、半数以上は原則として教授とする規定を満たしていないため、適切に改めること。（是正事項）・・・4
4. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を基幹教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として基幹教員が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。（是正事項）・・・7

（是正事項）日本文化学部日本文化学科

1. 新たに追加された授業科目「特別科目Ⅰ」及び「特別科目Ⅱ」について、「基本計画書」の「教育課程等の概要」や「教員名簿」を確認すると、両科目には担当教員が配置されておらず、「基本計画書」の「授業科目の概要」を確認する限り、単位互換協定を締結している他大学等で修得した科目を本学の単位として認定するために配置する科目と見受けられる。このように、他大学等との単位互換を前提として授業の実態のない科目を開設することは、大学設置基準第19条第1項における「大学は、・・・必要な授業科目を自ら開設」する規定を満たしていないことから、適切に改めること。

（対応）

大学設置基準第19条第1項の「大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」という条文に適合するよう、「特別科目Ⅰ」「特別科目Ⅱ」を本学教育課程の「基本科目」から削除する。

（新旧対照表）基本計画書

（新）

教 育 課 程 等 の 概 要															
(日本文化学部日本文化学科)															
科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	主要 授業 科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	
必修科目 (10単位)	英語Ⅰ	1前		1				○						1	
	英語Ⅱ	1後		1				○						1	
	英語コミュニケーションⅠ	1前		1				○							
	英語コミュニケーションⅡ	1後		1				○							
	健康スポーツ科学Ⅰ	1前		1				○						1	
	健康スポーツ科学Ⅱ	1後		1				○						1	
	人権と社会	1前		2			○							1	
	情報処理	1前		2				○						1	
	日本語表現法	1前			2			○			1				

基本科目	選択科目（8単位以上）	こころの科学	1前	2	○										1		
		自然科学Ⅰ（生物）	1前	2	○											1	
		自然科学Ⅱ（化学）	1後	2	○											1	
		くらしと法律（日本国憲法）	1後	2	○											1	
		社会学概論	1前	2	○											1	
		消費者教育	1後	2	○											1	
		ジェンダー論	2後	2	○											1	
		国際理解	1前	2	○											1	
		京都の歴史	1後	2	○				1								
		中国語Ⅰ	2前	1		○										1	
		中国語Ⅱ	2後	1		○										1	
		産官学連携実践	1後	2		○			1								
		インターンシップ	2前	2		○			1								
		削除	削除			削除											削除
削除	削除			削除											削除		
小計(22科目)		-	-	10	26	0	-		2	1	0	0	0	0	14		

(旧)

教育課程等の概要																	
(日本文化学部日本文化学科)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員	
基本科目	必修科目（10単位）	英語Ⅰ	1前	1				○								1	
		英語Ⅱ	1後	1				○								1	
		英語コミュニケーションⅠ	1前	1				○									
		英語コミュニケーションⅡ	1後	1				○									
		健康スポーツ科学Ⅰ	1前	1				○								1	
		健康スポーツ科学Ⅱ	1後	1				○								1	
		人権と社会	1前	2				○								1	
		情報処理	1前	2				○								1	
	選択科目（8単位以上）	日本語表現法	1前		2			○			1						
		こころの科学	1前		2			○								1	
		自然科学Ⅰ（生物）	1前		2			○								1	
		自然科学Ⅱ（化学）	1後		2			○								1	
		くらしと法律（日本国憲法）	1後		2			○								1	
		社会学概論	1前		2			○								1	
消費者教育	1後		2			○								1			
ジェンダー論	2後		2			○								1			
国際理解	1前		2			○								1			
京都の歴史	1後		2			○			1								
中国語Ⅰ	2前		1				○							1			
中国語Ⅱ	2後		1				○							1			
産官学連携実践	1後		2				○		1								
インターンシップ	2前		2				○		1								
特別科目Ⅰ	1前後			2			○									単位互換協定締結の他大学開講科目を履修した際に単位認定	

特別科目Ⅱ	1前後		2	○												単位互換協定締結の 他大学開講科目を履 修した際に単位認定
小計(24科目)	-	-	10	30	0	-	2	1	0	0	0	0	0	14		

(是正事項) 日本文化学部 日本文化学科

2. 「インターンシップ」(2単位)など、授業時間にシラバスで示された「事前事後学修」に要する時間を加えた時間では、大学設置基準第21条第2項における「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する」規定を満たしていないと見受けられる科目があることから、「事前事後学修」の課題内容と要する学修時間を網羅的に見直した上で適切に改めること。

(対応)

ご指摘の通り、「事前事後学修」に要する時間を加えた時間が、大学設置基準第21条第2項における「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する」規定を満たしていない複数の科目があった。確認作業の抜けが原因である。再度、申請書類の記載内容に齟齬がないよう、「シラバス」記載内容を網羅的に確認し、計10科目について修正を行った。

(新旧対照表) シラバス

新	旧
インターンシップ (事前事後学修) 240分	インターンシップ
卒業演習 (3回生秋学期) (事前事後学修) 240分	卒業演習 (3回生秋学期)
卒業演習 (4回生春学期) (事前事後学修) 240分	卒業演習 (4回生春学期)
卒業演習 (4回生秋学期) (事前事後学修) 240分	卒業演習 (4回生秋学期)
仏教文化演習 (事前事後学修) 240分	仏教文化演習
京都文化フィールドワーク (事前事後学修) 240分	京都文化フィールドワーク
和食文化演習 (事前事後学修) 240分	和食文化演習
教育実習事前・事後指導 (国語) (事前事後学修) 60分	教育実習事前・事後指導 (国語)
教職実践演習 (国語) (事前事後学修) 240分	教職実践演習 (国語)
博物館実習 (事前事後学修) 240分	博物館実習

(是正事項) 日本文化学部 日本文化学科

3. 本学全体において、大学設置基準第10条に定める基幹教員数のうち、半数以上は原則として教授とする規定を満たしていないため、適切に改めること。

(対応)

基幹教員数及び教授数について、令和6年3月の設置認可申請時は、大学設置基準別表第一「学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数」並びに「別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数」の規定に定める必要教員数及び教授数を満たしていた（合計教授数：19）。しかし、大学全体の合計教授数を20名と記載する事務処理上のミスがあった。

令和6年6月の補正申請時に、教育課程の充実を目的として、本学現代生活学部こども生活学科の基幹教員（准教授）1名を日本文化学部の基幹教員へ異動する措置を行ったが、その際に、こども生活学科の「基幹教員（准教授）」の欄を1名減じる作業に加えて、同学科の「基幹教員（教授）」も1名減じる事務処理上のミスが発生し、令和6年3月の設置認可申請時に満たしていた教授数を下回ることになった（こども生活学科の教授数：7→6、大学全体の合計教授数：20→18）。

今回の是正事項の指摘をうけ、新たに1名の「基幹教員（他）」を採用するとともに、教員組織全体を再確認し、大学全体の合計の教授数が19人、准教授13人、講師4人、助教1人の合計37人となり、適正な教員数及び教授数を満たす対応を行った。また、学部・学科所属の教員数について、基幹教員の各区分（a～d）のうち、「専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）」いわゆる（d）に参入できる教員数を計上し直すことによって、該当箇所の変更を適切に行った。

(新旧対照表) 基本計画書

別記様式第2号（その1の1）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

基本計画書

基		本		計		画		備 考	
事 項	記 入 欄								
計 画 の 区 分	学部の設置								
(略)									
	学部等の名称	基幹教員				助手	基幹教員 以外の教 員		
		教授	准教授	講師	助教				計
新 設	日本文化学部 日本文化学科	5人 (5)	3人 (2)	2人 (2)	0人 (0)	10人 (9)	0人 (0)	46人 (16)	大学設置基準 別表第一イに 定める基幹教 員数の四分の 三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	7 (6)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	3 (3)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	7 (6)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)			
	計（a～d）	5 (5)	3 (2)	2 (2)	0 (0)	10 (9)			
分	計	5 (5)	3 (2)	2 (2)	0 (0)	10 (9)	0 (0)	— (—)	
既	現代生活学部 こども生活学科	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	55 (18)	大学設置基準 別表第一イに 定める基幹教 員数の四分の 三の数5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			

	担当するもの（aに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	小計（a～b）	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)		
	計（a～d）	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)		
	現代生活学部 生活情報学科	3 (3)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	50 (23)
設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	2 (2)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	7 (7)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数4人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	2 (2)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	7 (7)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		
	計（a～d）	3 (3)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	8 (8)		
	現代生活学部 食物栄養学科	5 (5)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	10 (10)	0 (0)	26 (26)
分	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	9 (9)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数5人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	9 (9)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		
	計（a～d）	5 (5)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	10 (10)		
	計	16 (16)	10 (10)	2 (2)	1 (1)	29 (29)	0 (0)	— (—)
	合計	19 (19)	13 (12)	4 (4)	1 (1)	37 (36)	0 (0)	— (—)

(旧)

別記様式第2号（その1の1）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

基本計画書

基 本 計 画									
事 項	記 入 欄							備 考	
計 画 の 区 分	学 部 の 設 置								
(略)									
	学 部 等 の 名 称	基 幹 教 員					助 手	基 幹 教 員 以 外 の 教 員	
		教 授	准 教 授	講 師	助 教	計			
新 設	日本文化学部 日本文化学科	5人 (5)	3人 (2)	1人 (1)	0人 (0)	9人 (8)	0人 (0)	46人 (46)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	7 (6)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	3 (3)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	7 (6)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)			
	計（a～d）	5 (5)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	9 (8)			
分	計	5 (5)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	44 (44)	
既 設	現代生活学部 こども生活学科	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	55 (55)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (7)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	5 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (7)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)			
	計（a～d）	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)			
	現代生活学部 生活情報学科	3 (3)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	50 (50)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数4人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	8 (8)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	3 (3)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	8 (8)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			

年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	3 (3)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	8 (8)		
現代生活学部 食物栄養学科	4 (4)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	10 (10)	0 (0)	26 (26)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	10 (10)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	4 (4)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	10 (10)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	4 (4)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	10 (10)		
分 計	13 (13)	11 (11)	2 (2)	1 (1)	27 (27)	0 (0)	— (—)
合 計	18 (18)	14 (13)	3 (3)	1 (1)	36 (35)	0 (0)	— (—)

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数5人

（是正事項） 日本文化学部 日本文化学科

4. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を基幹教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として基幹教員が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

（対応）

教員資格審査において、「不可」となった2つの科目について、教育課程における位置づけ等を明確にしたうえで、主要授業科目「日本語史」については基幹教員を補充することで対応し、「日本語文法」については兼任講師を補充することで対応する。

1. 「日本語史」（主要授業科目）

「日本語史」については、予定していた教員が「不可」（理由：関連する業績が不足）の判定を受けたため、新たに基幹教員を採用し、担当授業科目に「日本語史」を追加することで対応する。

本学は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として、「②日本の宗教文化や芸能文化及び文学に関する知識を有し、思想と言語表現の成り立ちが理解できる」及び「④文化に関する諸課題を解決するための実践的コミュニケーション能力と発信力を有している」を掲げ、それに合わせて、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）で「⑤日本文化の専門的知識を基に、新たな文化の創造に寄与する分析力や総合的な思考・判断力を培うために、歴史文化、表現文化、京都文化、地域・和食文化、現代文化等の各科目に加え、関係の演習授業やフィールドワーク等実践型」の選択科目を配置すると定めている。

このカリキュラム・ポリシーを基に、選択科目に「表現文化科目群」が設けられており、「日本語史」「国語学Ⅰ」「国語学Ⅱ」「日本文化と英語」「書道Ⅰ」「書道Ⅱ」の言語科目と、「日本文学概論Ⅰ」「日本文学概論Ⅱ」「日本文学史」「児童文化」「日本文化学特講Ⅱ」の文学科目の2系統からなる学びを編成している。言語科目における主要授業科目として「日本語史」を設定し、文学科目の主要授業科目として「日本文化学特講Ⅱ」を設定している。

日本語史を言語科目の入門ととらえ、同様に文学科目の入門となる「日本文学概論Ⅰ」を担当する基幹教員を日本語史の担当教員として充てていた。しかし、業績不足の指摘をうけ、改めてカリキュラム・ポリシーならびにカリキュラム・マップ（別添資料2）を検討し、言語科目の学びが「日本語史」を緒として「国語学Ⅰ」「国語学Ⅱ」とその学びを深めていくことを重視し、「国語学Ⅰ」「国語学Ⅱ」を担当する兼任教員を科目担当者とするのがふさわしいと考えた。日本語史は主要科目であるため、原則として基幹教員が担当することになっているため、基幹教員（他）として採用し、当該科目の担当とする対応を行う。

「国語学Ⅰ」「国語学Ⅱ」の担当予定教員は、日中韓の語学教育並びに現代の文学・語法まで、「日本語史」を担当するにふさわしい十分な教育研究業績があり、博士（文学）の学位を有している。また、古今和歌集や徒然草など京都に縁ある古典文学に関する教育研究業績も豊富にあることから、「京都と文学（古典）」も当該教員に変更・追加し、計4科目8単位の授業科目を担当する者とする。

これにより、科目群を隔てながらも、「京都と文学（古典）」（1前）→「日本語史」（1後）→「国語学Ⅰ」（2前）→「国語学Ⅱ」（2後）と学びの連関を生むことができる。当該教員は、本学部の設置後も、教授会等への出席を通じて、本学の教育課程の編成等にも責任を有するなど、基幹教員の要件を満たす者であり、学びの連続性を担保することとあわせ、教育課程ならびに教育研究組織の維持・強化に資する変更と考える。

2. 日本語文法

「日本語文法」については、予定していた教員が「不可」（理由：関連する業績が不足）の判定を受けたため、新たに兼任教員（非常勤講師）として補充することにより対応する。

「日本語文法」は、自由科目であり、本学では「免許資格科目」に位置づけている。当該科目は、中学および高等学校一種免許状（国語）に関するもので、教育職員免許法施行規則に定める科目区分「教科及び教科の指導法に関する科目」「教科に関する専門的事項」のうち、国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）に該当する。

この科目配当ならびに特性に鑑み、本学と同一の法人が設置する佛教大学文学部の講師に変更する。当該講師は、日本語の動詞の形態や助動詞の用法に関して多くの教育研究業績を備え、日本語文法に必要な専門性を有しており、教育の質の担保が確保できる。具体的には、特徴的な形態である上一段活用と、自動詞—他動詞の形態上の対応が上代から中世にかけていかに変化したかという点のほか、現代語と古典語の差異を考察する研究を行うなど、日本語文法を教授する教育研究業績を備えている。